

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年9月9日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（1）【ファンドの名称】

ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり（「ファンド」といいます。）

（2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（3）【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

（4）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（注）基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

（5）【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.70%（税抜 2.50%）を上限として販売会社が定める手数料率
消費税率が10%となった場合は、2.75%（税抜 2.50%）となります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

（6）【申込単位】

販売会社が定める単位

申込単位は販売会社にご確認ください。

（7）【申込期間】

2019年 9月10日から2020年 9月 9日まで

申込期間は、前記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。

（ 8 ）【申込取扱場所】

販売会社において申込みの取扱いを行います。

販売会社は、下記にてご確認いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：営業日の9:00～17:00)

（ 9 ）【払込期日】

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ 10 ）【払込取扱場所】

申込みを受け付けた販売会社です。

（ 11 ）【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構

（ 12 ）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、値上がり益の獲得および配当収益の確保をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、1兆円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
追加型	海外	不動産投信	M R F	特殊型
		その他資産 ()		
	内外	資産複合	E T F	()

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
一般 大型株 中小型株	年2回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
債券	年4回 年6回 (隔月)	北米 欧州 アジア				
一般 公債 社債 その他債券	年12回 (毎月)	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東)	エマージング		その他 ()	ロング・ ショート型 / 絶対収益 追求型
クレジット 属性 ()	日々 その他 ()	その他				
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
--------	----	----	---------------------------------

	大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
	公債	信託約款において、日本国または各國の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
不動産投信	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド 信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ 一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり 信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし 信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225 信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX 信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他 信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型 信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型 信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型 信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他 信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

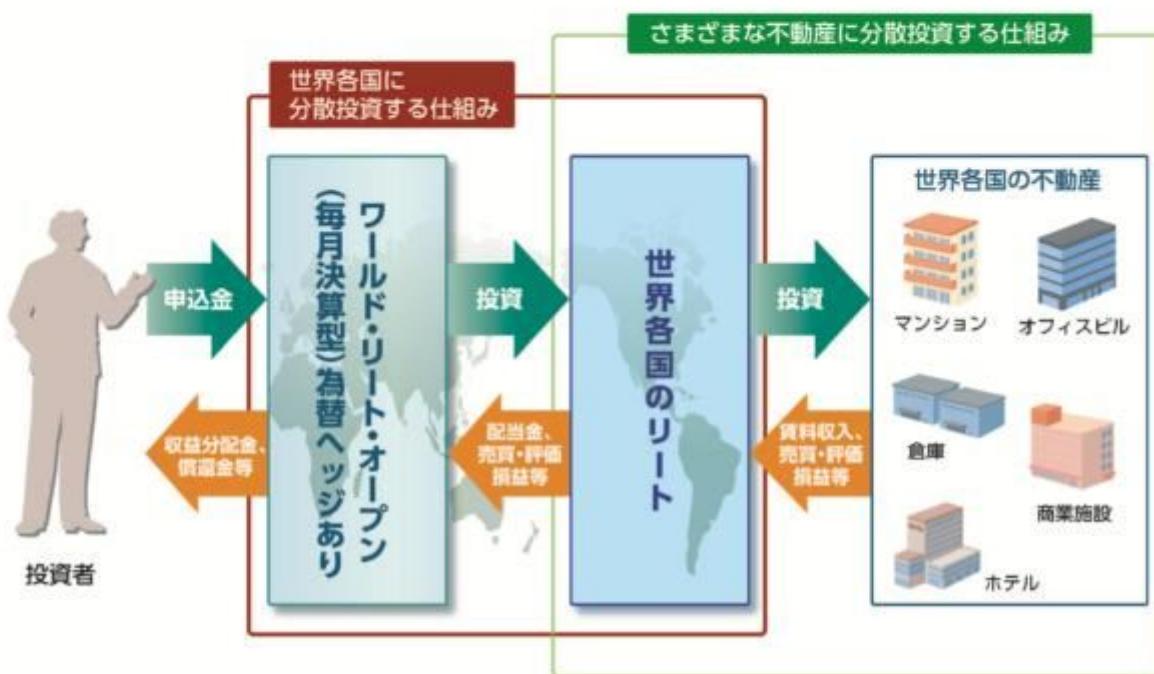
安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

特色 1

世界各国の上場不動産投資信託(リート)に分散投資します。

- ◆ 世界各国の様々な業種のリートに分散投資することで、リート自体が持つ分散効果が更に拡大され、特定の国、特定の業種の景気変動の影響を受けるリスク等を分散・軽減する効果が期待されます。
- ◆ リートの組入比率は、原則として高位を保ちます。



*当ファンドはファミリーファンド方式による運用を行っています。上記では、マザーファンドの記載が省略されています。

リートとは

リートとは、複数の投資者から集めた資金等で様々な不動産に投資し、その投資先の不動産から生じる賃料や売却益等を投資者に配当金として分配する仕組みの商品です。



好利回り

一般的に、収益の一定以上を配当するなど一定の適格要件を満たすことで法人税等が減免される仕組みとなっており、収益の大部分を投資者が受け取ることで好利回りが期待されます。



流動性

金融商品取引所に上場しているリートは、株式等と同様に売買することができます。



専門家の不動産運営

不動産の専門家が不動産の取得・運営管理等を行います。



少額から投資可能

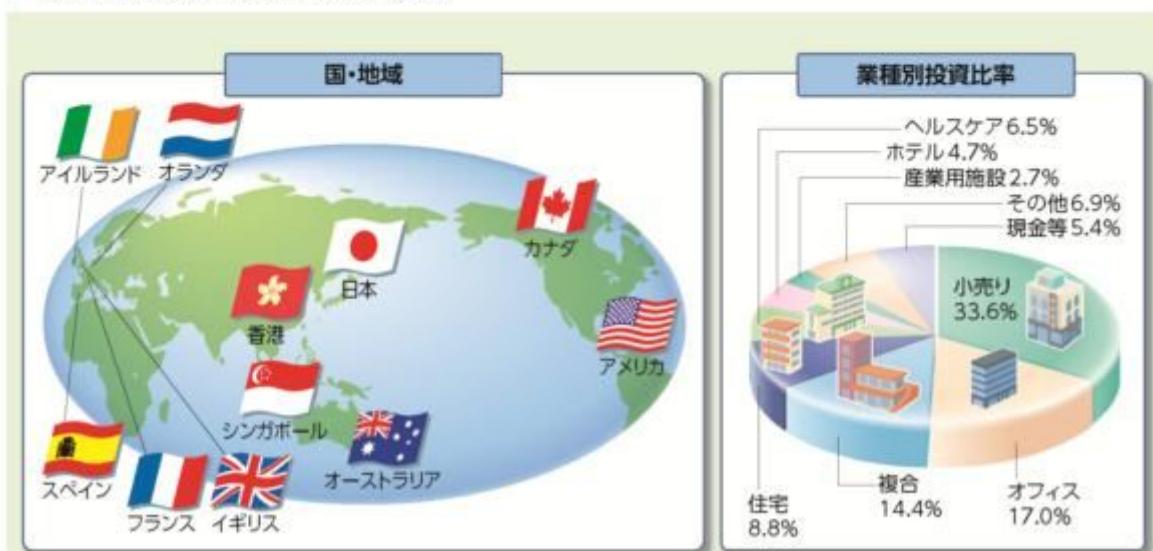
不動産への直接投資と比べ、少額の資金で投資を行うことができます。



不動産投資のリスク分散

複数の不動産に分散投資を行うことにより、個別不動産のリスクを分散・軽減する効果が期待されます。

■ 現在の投資先 (2019年6月28日現在)



*上記の投資先は、将来変更となる可能性があります。業種別投資比率は純資産純額に対する比率です。四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

特色2

MSIMグループの運用ノウハウを活用します。

MSIMグループ(モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・グループ)とは…

世界各国に拠点を持つグローバル総合金融機関であるモルガン・スタンレー・グループの資産運用部門で、リート(不動産関連株式等を含みます。)運用において大手の資産運用グループのひとつです。

◆ 運用体制は以下の通りです。

● MSIMグループのグローバル・リート運用体制



【MSIM(ロンドン)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの欧州地域の運用指図に関する権限を委託します。

【MSIM(米国)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクにマザーファンドの資金配分および北米地域の運用指図に関する権限を委託します。

【MSIM(シンガポール)】

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーにマザーファンドのアジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の運用指図に関する権限を委託します。

◆ ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチ(運用手法)の融合によって行います。

【トップダウン(アプローチ)】

運用方針の決定プロセスの一つです。まずマクロ分析により、景気、金利、為替といった経済全体に関わる要因を予測し、国別配分を決定し、次に株式、債券、為替などの資産別配分を決定し、具体的な組入れ銘柄を決定していく方法です。

【ボトムアップ(アプローチ)】

投資対象となる個別企業の調査、分析に裏付けられた投資判断をもとに銘柄選定を行い、その積み上げによりポートフォリオを構築していく方法です。

◆ 相対的に割安で好配当が期待される銘柄に投資し、安定した配当利回りの確保と、値上がり益の獲得を目指します。

【配当利回り】

リートの価格に対する年間配当金の割合を示す指標であり、リートの価格水準の判断材料の一つとなります。

* 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧いただけます。

特色3

原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減をはかります。

- ◆ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。

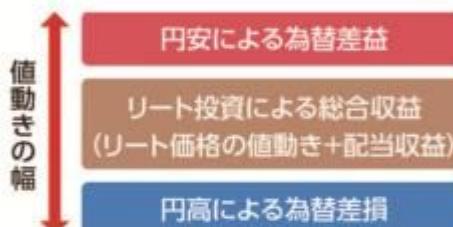
<為替ヘッジの活用>

為替予約取引を活用し為替ヘッジを行うことにより、為替ヘッジをしなかった場合と比較して安定した値動きが期待されます。ただし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

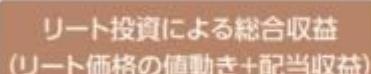
<投資リターンのイメージ図>

当ファンド

為替ヘッジなし



為替ヘッジあり



為替の値動きによる影響を低減し、
リート投資による総合収益のみに
着目します。

*上記は為替ヘッジを理解して頂くためのイメージ図であり、ファンドの将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

特色4

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
また、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



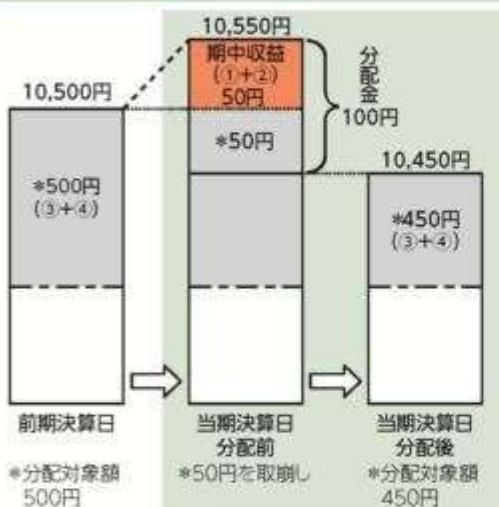
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

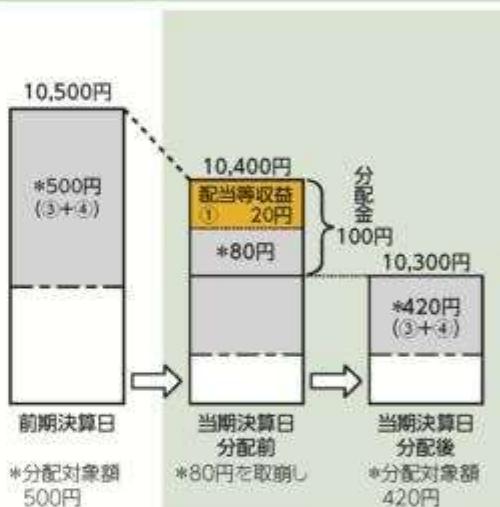
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

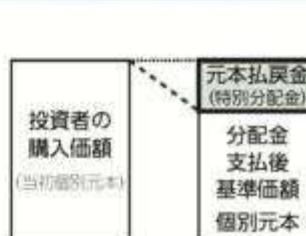
収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

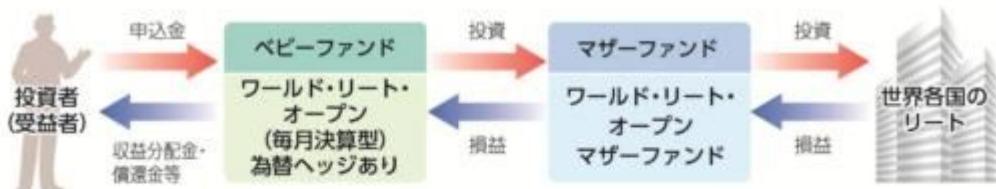


普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



- ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

主要投資対象とする投資信託証券等以外への投資	主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への実質投資は、債券買い現先取引に限ります。
投資信託証券への投資	投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
同一銘柄の投資信託証券への投資	同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、当ファンドの純資産総額の10%以下とします。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

2017年1月20日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

投資家（受益者）

お申込金 収益分配金、解約代金等

募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

お申込金 収益分配金、解約代金等

受託会社（受託者）
三菱UFJ
信託銀行株式会社
(再信託受託会社：
日本マスタートラスト
信託銀行株式会社)

委託会社（委託者）
**三菱UFJ国際投信
株式会社**

再委託先
(a) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リンク
(b) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド
(c) モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー

信託財産の保管・管理等を行います。	信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。	(a) マザーファンドの資金配分および北米地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。 (b) マザーファンドの欧州地域の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。 (c) マザーファンドのアジア・オセアニア地域（日本を含みます。）の不動産投資信託証券に関する運用の指図等を行います。
-------------------	--------------------------	--

投資 損益
マザーファンド
投資 損益
有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2019年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ワールド・リート・オープン マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

ワールド・リート・オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減をはかります。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形

ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とするワールド・リート・オープン マザーファンド（「マザーファンド」または「親投資信託」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。

1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
2. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から2.の証券または証書の性質を有するもの
4. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
5. 投資証券もしくは新投資口予約権証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
6. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1.の証券および3.の証券または証書のうち1.の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は債券買い現先取引（売戻条件付の買入れ）に限り行うことができます。また、4.および5.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<ワールド・リート・オープン マザーファンドの概要>

(基本方針)

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

(運用方法)

投資対象

世界各国の上場不動産投資信託を主要投資対象とします。

投資態度

世界各国の上場不動産投資信託に分散投資を行います。

ポートフォリオの構築は、トップダウンで国や地域、セクター配分等を決定し、ボトムアップで個別銘柄を選定するという、2つのアプローチの融合によって行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

運用指図委託契約に基づき、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドおよびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニーに運用の指図に関する権限を委託します。
(注)

(注) 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

(投資制限)

主要投資対象とする投資信託証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等以外の有価証券への投資は、債券買い現先取引に限ります。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

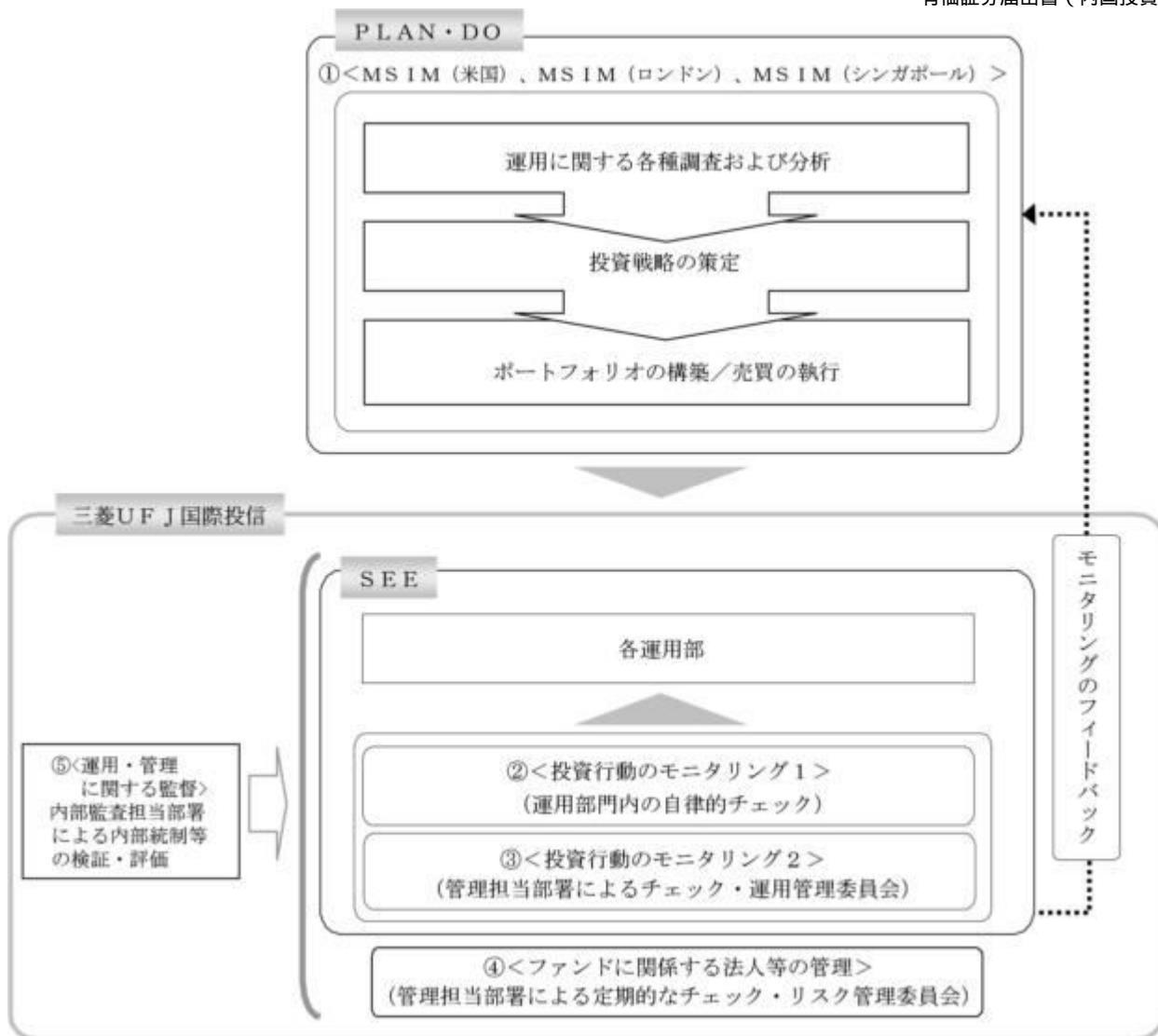
投資信託証券への投資割合は、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

(3) 【運用体制】



運用の指図に関する権限の委託

当ファンドは、マザーファンドの運用の指図に関する権限を、MSIM(米国)、MSIM(ロンドン)、MSIM(シンガポール)（「再委託先」といいます。）に委託しています。再委託先は与えられた運用の指図に関する権限の範囲内で投資戦略を策定し、ポートフォリオの構築を行います。

投資行動のモニタリング1

委託会社では、運用部の担当ファンドマネジャーが日々再委託先の運用の適切性を確認しているほか、運用部門としても投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

委託会社では、運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）が、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて委託会社の運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。その内容は更に運用部門から再委託先に還元されます。

ファンドに関係する法人等の管理

再委託先、受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」<https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。ただし、第3決算時までの間は、収益の分配は行いません。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

投資信託証券

投資信託証券への実質投資割合に制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券

a . 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

b . a .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

外国為替予約取引

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

b . a .の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

c . b .において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

d . b .の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みま

す。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。)については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

リートの価格は当該リートが組入れている不動産等の価値や賃料等に加え、様々な市場環境等の影響を受けます。リートの価格が上昇すれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、リートの価格が下落すれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

為替変動リスク

組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該通貨との相関等を勘案し、他の通貨による代替ヘッジを行う場合があります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨の金利より低いときには、これらの金利差相当分のヘッジコストがかかるごとにご留意ください。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

金利変動リスク

金利上昇時にはリートの配当利回りの相対的な魅力が弱まるため、リートの価格が下落して当ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。また、リートが資金調達を行う場合、金利上昇時には借入金負担が大きくなるため、リートの価格や配当率が下落し、当ファンドの基準価額の下落要因となることがあります。

信用リスク

リートの倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、リートの価格が下落すれば、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいは当ファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合には当ファンドの基準価額の下落要因となります。一般的に、リートは市場規模や取引量が小さく、投資環境によっては機動的な売買が行えないことがあります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク(取引相手先の決済不履行リスク)

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

その他の主な留意点

- a . 受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b . 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c . リートの構造上のリスク

(a) リートが投資する不動産に関するリスク

リートが投資を行う不動産の特性(所在地、使用目的、権利関係など)や状況(稼働率、賃料水準など)に対する評価は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。投資先の不動産が火災や自然災害等により被害を受けた場合には、リートの価格が下落することがあります。

(b) リートの経営陣等に関するリスク

リートの経営陣等による不動産の取得・運営管理手法等が、リートの収益力や財務力に影響を与え、ひいてはリートの価格形成等に影響を与えることがあります。

(c) リートの資金調達に関するリスク

リートは制度上、収益の一定割合以上を投資者に配当する必要があるため、内部留保できる資金額には限界があり、新たな不動産の取得や開発にあたっては、外部から資金を調達する場合があります。債務が過大となり、財務内容が良好でないと判断されたリートは、外部からの資金調達が困難となったり、価格が下落することがあります。

(d) リートの規模に関するリスク

一般的にリートの時価総額は事業会社等と比較して規模が小さく、資本市場での認知度も低いことから、資金調達に支障をきたすことがあります。

(e) リートの規制環境に関するリスク

リートに関する法律・税制・会計等の規制環境の変化は、リートの価格形成等に影響を与えることがあります。

- d . 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクリングオフ)の適用はありません。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびリスク・モニタリング部門によって実施しております。同部門により、投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システム等により売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

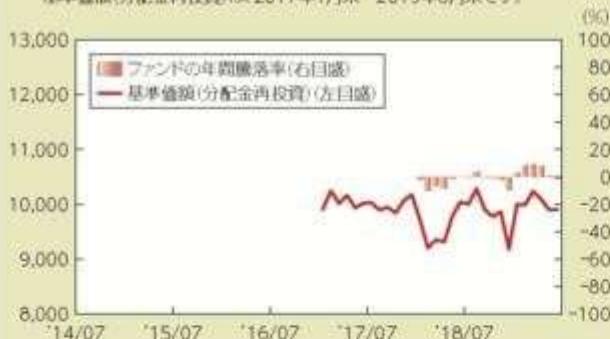
■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

ファンドの年間騰落率は、2018年1月～2019年6月末です。

基準価額(分配金再投資)は、2017年1月末～2019年6月末です。



● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2014年7月末～2019年6月末)

ファンドの年間騰落率は、2018年1月～2019年6月末です。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指紋名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本債券	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 2.70% (税抜 2.50%) を上限として販売会社が定める手数料率

消費税率が10%となった場合は、2.75% (税抜 2.50%) となります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

（2）【換金（解約）手数料】

かかりません。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

（3）【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年1.674%（税抜1.550%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。消費税率が10%となった場合は、年1.705%（税抜1.550%）となります。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.900%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.550%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.100%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

マザーファンドの再委託先が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から、原則として毎年6・12月の10日（休業日の場合は翌営業日）およびマザーファンドの償還時から3ヶ月以内に支払われ、その報酬の合計額は、マザーファンドの計算期間を通じて毎日、マザーファンドの純資産総額に、段階的に定められた年率（上限0.60%）をかけた額とします。

実質的な主要投資対象である不動産投資信託には運用等にかかる費用が発生しますが、投資する不動産投資信託は固定されていない等により、あらかじめ金額および上限等を記載することはできません。

（4）【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- 信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

(5)【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金(特別分配金)は課税されません。

原則として、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。)・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2019年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり】

(1) 【投資状況】

令和1年 6月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	125,194,061	97.07
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,783,518	2.93
純資産総額		128,977,579	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和1年 6月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	48,743,989	2.6155	127,489,904	2.5684	125,194,061	97.07

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和1年 6月28日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.07

合計	97.07
----	-------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位:円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (平成29年2月10日)	67,990,444	67,990,444	10,057	10,057
第2計算期間末日 (平成29年3月10日)	66,346,634	66,346,634	9,839	9,839
第3計算期間末日 (平成29年4月10日)	67,836,661	67,836,661	10,127	10,127
第4計算期間末日 (平成29年5月10日)	68,025,097	68,093,424	9,956	9,966
第5計算期間末日 (平成29年6月12日)	73,509,023	73,582,300	10,032	10,042
第6計算期間末日 (平成29年7月10日)	120,847,742	120,970,593	9,837	9,847
第7計算期間末日 (平成29年8月10日)	141,532,223	141,674,714	9,933	9,943
第8計算期間末日 (平成29年9月11日)	173,422,566	173,596,692	9,960	9,970
第9計算期間末日 (平成29年10月10日)	168,472,387	168,642,478	9,905	9,915
第10計算期間末日 (平成29年11月10日)	144,768,261	144,912,996	10,002	10,012
第11計算期間末日 (平成29年12月11日)	119,992,679	120,112,078	10,050	10,060
第12計算期間末日 (平成30年1月10日)	132,506,253	132,640,352	9,881	9,891
第13計算期間末日 (平成30年2月13日)	123,649,241	123,784,174	9,164	9,174
第14計算期間末日 (平成30年3月12日)	125,163,782	125,299,218	9,242	9,252
第15計算期間末日 (平成30年4月10日)	135,489,457	135,635,648	9,268	9,278
第16計算期間末日 (平成30年5月10日)	140,976,475	141,124,245	9,540	9,550
第17計算期間末日 (平成30年6月11日)	148,761,744	148,913,970	9,772	9,782
第18計算期間末日 (平成30年7月10日)	125,585,470	125,711,141	9,993	10,003
第19計算期間末日 (平成30年8月10日)	126,128,028	126,254,475	9,975	9,985
第20計算期間末日 (平成30年9月10日)	127,215,820	127,343,145	9,991	10,001
第21計算期間末日 (平成30年10月10日)	123,038,596	123,166,990	9,583	9,593
第22計算期間末日 (平成30年11月12日)	129,707,899	129,841,692	9,695	9,705
第23計算期間末日 (平成30年12月10日)	131,715,063	131,850,533	9,723	9,733

第24計算期間末日	(平成31年 1月10日)	136,686,821	136,834,343	9,266	9,276
第25計算期間末日	(平成31年 2月12日)	135,081,600	135,218,391	9,875	9,885
第26計算期間末日	(平成31年 3月11日)	130,955,892	131,090,578	9,723	9,733
第27計算期間末日	(平成31年 4月10日)	135,336,413	135,473,063	9,904	9,914
第28計算期間末日	(令和 1年 5月10日)	134,457,904	134,595,800	9,751	9,761
第29計算期間末日	(令和 1年 6月10日)	135,543,694	135,682,040	9,797	9,807
	平成30年 6月末日	124,765,343		9,898	
	7月末日	123,849,401		9,853	
	8月末日	126,957,655		10,118	
	9月末日	123,125,121		9,735	
	10月末日	128,397,209		9,598	
	11月末日	130,153,483		9,676	
	12月末日	122,634,037		8,998	
	平成31年 1月末日	139,506,936		9,789	
	2月末日	130,065,391		9,768	
	3月末日	134,705,558		9,999	
	4月末日	134,954,318		9,840	
	令和 1年 5月末日	133,180,085		9,646	
	6月末日	128,977,579		9,647	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	円
第2計算期間	円
第3計算期間	円
第4計算期間	10円
第5計算期間	10円
第6計算期間	10円
第7計算期間	10円
第8計算期間	10円
第9計算期間	10円
第10計算期間	10円
第11計算期間	10円
第12計算期間	10円
第13計算期間	10円
第14計算期間	10円
第15計算期間	10円
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円

第19計算期間	10円
第20計算期間	10円
第21計算期間	10円
第22計算期間	10円
第23計算期間	10円
第24計算期間	10円
第25計算期間	10円
第26計算期間	10円
第27計算期間	10円
第28計算期間	10円
第29計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	0.57
第2計算期間	2.16
第3計算期間	2.92
第4計算期間	1.58
第5計算期間	0.86
第6計算期間	1.84
第7計算期間	1.07
第8計算期間	0.37
第9計算期間	0.45
第10計算期間	1.08
第11計算期間	0.57
第12計算期間	1.58
第13計算期間	7.15
第14計算期間	0.96
第15計算期間	0.38
第16計算期間	3.04
第17計算期間	2.53
第18計算期間	2.36
第19計算期間	0.08
第20計算期間	0.26
第21計算期間	3.98
第22計算期間	1.27
第23計算期間	0.39
第24計算期間	4.59
第25計算期間	6.68
第26計算期間	1.43

第27計算期間	1.96
第28計算期間	1.44
第29計算期間	0.57

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	67,621,922	19,952	67,601,970
第2計算期間	755,977	923,629	67,434,318
第3計算期間	1,029,838	1,475,361	66,988,795
第4計算期間	1,388,461	49,308	68,327,948
第5計算期間	5,586,485	636,452	73,277,981
第6計算期間	51,789,786	2,215,867	122,851,900
第7計算期間	35,874,741	16,235,116	142,491,525
第8計算期間	42,334,171	10,698,706	174,126,990
第9計算期間	16,241,090	20,276,367	170,091,713
第10計算期間	3,782,874	29,139,585	144,735,002
第11計算期間	419,273	25,754,299	119,399,976
第12計算期間	40,422,934	25,723,856	134,099,054
第13計算期間	2,713,887	1,879,280	134,933,661
第14計算期間	1,568,177	1,065,455	135,436,383
第15計算期間	19,676,628	8,921,416	146,191,595
第16計算期間	1,970,798	392,309	147,770,084
第17計算期間	6,127,852	1,671,814	152,226,122
第18計算期間	1,948,474	28,503,131	125,671,465
第19計算期間	910,051	133,824	126,447,692
第20計算期間	2,058,118	1,180,442	127,325,368
第21計算期間	4,009,010	2,939,499	128,394,879
第22計算期間	5,398,846	340	133,793,385
第23計算期間	1,884,123	207,086	135,470,422
第24計算期間	12,086,697	35,006	147,522,113
第25計算期間	6,299,215	17,029,363	136,791,965
第26計算期間	2,848,563	4,953,549	134,686,979
第27計算期間	2,675,064	711,888	136,650,155
第28計算期間	3,029,498	1,782,868	137,896,785
第29計算期間	590,751	141,124	138,346,412

(参考)

ワールド・リート・オープン マザーファンド

投資状況

令和 1年 6月28日現在
(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
株式	マルタ共和国		
投資証券	アメリカ	156,151,712,580	59.65
	カナダ	20,555,854,588	7.85
	オーストラリア	17,738,080,348	6.78
	日本	11,520,290,180	4.40
	シンガポール	10,693,987,240	4.08
	香港	10,515,601,744	4.02
	イギリス	10,132,408,635	3.87
	フランス	9,119,036,109	3.48
	オランダ	5,713,431,088	2.18
	スペイン	2,242,001,502	0.86
	アイルランド	713,411,340	0.27
小計		255,095,815,354	97.44
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		6,699,897,938	2.56
純資産総額		261,795,713,292	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 1年 6月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資証券	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,282,909	17,611.80	22,594,347,118	17,238.85	22,115,881,844	8.45
アメリカ	投資証券	VORNADO REALTY TRUST	2,531,929	7,369.60	18,659,309,782	6,864.06	17,379,330,802	6.64
カナダ	投資証券	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	6,058,787	2,199.85	13,328,468,629	2,147.16	13,009,223,871	4.97
アメリカ	投資証券	EQUITY RESIDENTIAL	1,061,030	8,405.46	8,918,449,680	8,150.00	8,647,396,516	3.30
アメリカ	投資証券	STARWOOD PROPERTY TRUST INC	3,539,410	2,447.91	8,664,160,319	2,422.04	8,572,597,198	3.27
アメリカ	投資証券	MACERICH CO/THE	2,292,840	3,818.99	8,756,355,272	3,604.49	8,264,536,277	3.16
香港	投資証券	LINK REIT	5,924,783	1,336.25	7,916,997,209	1,345.90	7,974,189,139	3.05
アメリカ	投資証券	KIMCO REALTY CORP	3,792,200	1,975.79	7,492,593,492	1,983.33	7,521,206,779	2.87
アメリカ	投資証券	MID-AMERICA APARTMENT COMM	575,550	12,647.00	7,278,981,253	12,538.13	7,216,322,333	2.76
アメリカ	投資証券	VENTAS INC	888,408	6,965.38	6,188,108,021	7,482.78	6,647,763,213	2.54
アメリカ	投資証券	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	3,445,420	1,921.89	6,621,737,882	1,926.20	6,636,593,155	2.54
アメリカ	投資証券	SL GREEN REALTY CORP	625,530	9,543.72	5,969,887,300	8,579.00	5,366,425,686	2.05

アメリカ	投資証券	PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	2,390,919	2,238.79	5,352,785,393	2,127.77	5,087,336,719	1.94
アメリカ	投資証券	WELLTOWER INC	562,970	8,971.36	5,050,607,496	8,798.89	4,953,515,438	1.89
アメリカ	投資証券	MFA FINANCIAL INC	6,300,530	770.69	4,855,809,021	780.39	4,916,931,092	1.88
オランダ	投資証券	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	296,272	16,696.01	4,946,562,262	15,586.85	4,617,947,964	1.76
カナダ	投資証券	H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	2,269,701	1,880.41	4,267,984,799	1,885.35	4,279,196,668	1.63
アメリカ	投資証券	MACK-CALI REALTY CORP	1,615,008	2,516.89	4,064,807,982	2,498.57	4,035,214,091	1.54
アメリカ	投資証券	HOST HOTELS & RESORTS INC	2,025,860	1,976.86	4,004,859,022	1,941.29	3,932,797,764	1.50
アメリカ	投資証券	ESSEX PROPERTY TRUST INC	124,152	31,978.05	3,970,140,018	31,083.40	3,859,066,562	1.47
アメリカ	投資証券	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	1,142,470	3,517.18	4,018,281,431	3,363.04	3,842,181,448	1.47
オーストラリア	投資証券	SCENTRE GROUP	11,451,692	289.88	3,319,634,799	299.69	3,432,018,269	1.31
オーストラリア	投資証券	DEXUS	3,321,946	1,015.34	3,372,906,312	990.42	3,290,150,990	1.26
イギリス	投資証券	LAND SECURITIES GROUP PLC	2,938,330	1,160.02	3,408,537,963	1,117.14	3,282,533,616	1.25
オーストラリア	投資証券	MIRVAC GROUP	13,724,675	236.28	3,242,916,990	236.28	3,242,916,990	1.24
フランス	投資証券	KLEPIERRE	873,561	3,603.65	3,148,013,164	3,530.16	3,083,811,672	1.18
アメリカ	投資証券	RLJ LODGING TRUST	1,598,587	1,929.44	3,084,379,300	1,916.50	3,063,701,897	1.17
カナダ	投資証券	SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	1,080,976	2,739.94	2,961,811,976	2,739.11	2,960,922,008	1.13
オーストラリア	投資証券	GPT GROUP	6,397,093	456.88	2,922,711,613	462.75	2,960,278,455	1.13
イギリス	投資証券	BRITISH LAND CO PLC	4,084,019	733.92	2,997,372,546	718.35	2,933,788,537	1.12

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年 6月28日現在

種類	業種	投資比率(%)
株式	各種金融	
投資証券		97.44
合計		97.44

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

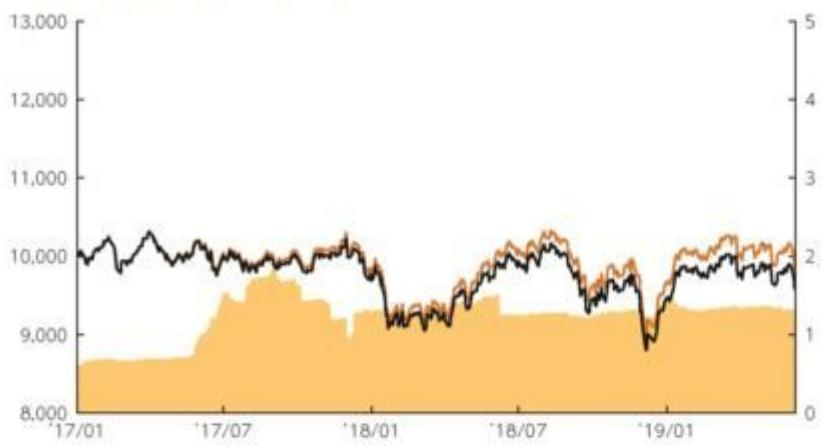
該当事項はありません。

参考情報



運用実績

2019年6月28日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2017年1月20日(設定日)～2019年6月28日**■ 基準価額・純資産**

基 準 価 額	9,647円
純 資 産 総 額	1.2億円

■ 分配の推移

2019年 6月	10円
2019年 5月	10円
2019年 4月	10円
2019年 3月	10円
2019年 2月	10円
2019年 1月	10円
直近1年間累計	120円
設定来累計	260円

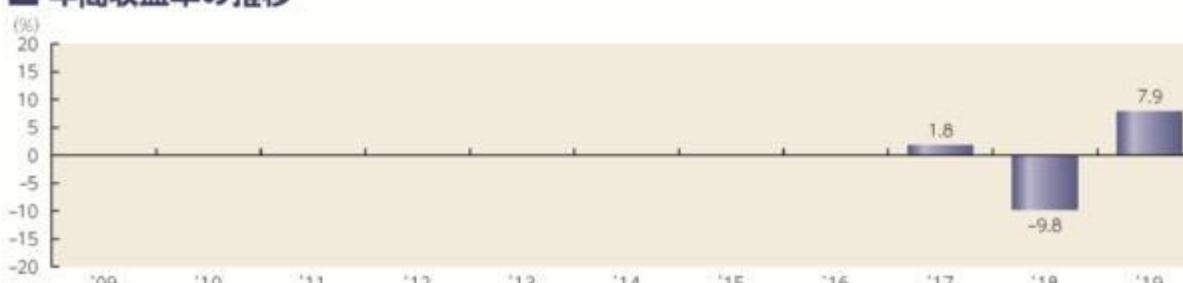
• 分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

組入上位通貨	比率
1 円	97.7%
2 アメリカドル	1.9%
3 カナダドル	0.2%
4 ユーロ	0.2%
5 シンガポールドル	0.1%
6 香港ドル	0.1%
7 イギリスポンド	0.0%
8 オーストラリアドル	-0.1%

組入上位銘柄	業種	国・地域	比率
1 SIMON PROPERTY GROUP INC	小売り	アメリカ	8.2%
2 VORNADO REALTY TRUST	オフィス	アメリカ	6.4%
3 RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	小売り	カナダ	4.8%
4 EQUITY RESIDENTIAL	住宅	アメリカ	3.2%
5 STARWOOD PROPERTY TRUST INC	その他	アメリカ	3.2%
6 MACERICH CO/THE	小売り	アメリカ	3.1%
7 LINK REIT	小売り	香港	3.0%
8 KIMCO REALTY CORP	小売り	アメリカ	2.8%
9 MID-AMERICA APARTMENT COMM	住宅	アメリカ	2.7%
10 VENTAS INC	ヘルスケア	アメリカ	2.5%

• 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■ 年間收益率の推移

• 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
 • 2017年は設定日から年末までの、2019年は年初から6月28日までの収益率を表示
 • ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

第2【管理及び運営】**1【申込(販売)手続等】**

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。
また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×2.70%（税抜 2.50%）を上限として販売会社が定める手数料率
消費税率が10%となった場合は、2.75%（税抜 2.50%）となります。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。また、信託金の限度額に達しない場合でも、当ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。

ニューヨークの銀行の休業日

ニューヨーク証券取引所の休業日

オーストラリア証券取引所の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(資産の評価方法)

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2027年1月8日まで(2017年1月20日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎月11日から翌月10日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還せます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還(信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。)、信託約款の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいずれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約することにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

委託会社と再委託先との間で締結された契約の有効期間は、1年間とします。ただし、相手方に対し90日以上の事前の書面による意思表示の通知がないときは、1年毎に自動延長するものとします。

運用報告書

委託会社は、6ヵ月毎（毎年6月および12月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継せざることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継せざります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日

（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

（2）償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（3）換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成30年12月11日から令和1年6月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり】

(1) 【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [平成30年12月10日現在]	当期 [令和 1年 6月10日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	3,903,247	4,307,073
親投資信託受益証券	127,645,024	131,675,542
派生商品評価勘定	497,049	-
未収入金	-	704,225
流動資産合計	<u>132,045,320</u>	<u>136,686,840</u>
資産合計	<u>132,045,320</u>	<u>136,686,840</u>
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	28,004	812,004
未払収益分配金	135,470	138,346
未払解約金	6	636
未払受託者報酬	10,735	12,371
未払委託者報酬	155,656	179,344
未払利息	7	8
その他未払費用	379	437
流動負債合計	<u>330,257</u>	<u>1,143,146</u>
負債合計	<u>330,257</u>	<u>1,143,146</u>
純資産の部		
元本等		
元本	135,470,422	138,346,412
剩余金		
期末剩余金又は期末欠損金()	3,755,359	2,802,718
(分配準備積立金)	3,344,659	4,332,604
元本等合計	<u>131,715,063</u>	<u>135,543,694</u>
純資産合計	<u>131,715,063</u>	<u>135,543,694</u>
負債純資産合計	<u>132,045,320</u>	<u>136,686,840</u>

(2)【損益及び剩余金計算書】

(単位:円)

	前期 自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月10日	当期 自 平成30年12月11日 至 令和 1年 6月10日
営業収益		
受取利息	4	-
有価証券売買等損益	4,765,674	1,292,989
為替差損益	3,057,542	2,696,180
営業収益合計	1,708,136	3,989,169
営業費用		
支払利息	1,099	1,169
受託者報酬	69,006	71,821
委託者報酬	1,000,490	1,041,369
その他費用	2,428	13,345
営業費用合計	1,073,023	1,127,704
営業利益又は営業損失()	635,113	2,861,465
経常利益又は経常損失()	635,113	2,861,465
当期純利益又は当期純損失()	635,113	2,861,465
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	283,868	633,315
期首剰余金又は期首次損金()	3,464,378	3,755,359
剰余金増加額又は欠損金減少額	667,629	1,348,543
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	661,811	1,348,543
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,818	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	532,755	1,792,161
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	532,755	1,792,161
分配金	777,100	831,891
期末剰余金又は期末欠損金()	3,755,359	2,802,718

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成30年12月10日現在]	当期 [令和 1年 6月10日現在]
1. 期首元本額	152,226,122円	135,470,422円
期中追加設定元本額	16,208,622円	27,529,788円
期中一部解約元本額	32,964,322円	24,653,798円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	3,755,359円	2,802,718円
3. 受益権の総数	135,470,422口	138,346,412口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期	当期																															
自 平成30年 6月12日	至 平成30年12月10日																															
自 平成30年12月11日	至 令和 1年 6月10日																															
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ワールド・リート・オープン マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年1万分の60以内の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																															
2. 分配金の計算過程 第18期 平成30年 6月12日 平成30年 7月10日	2. 分配金の計算過程 第24期 平成30年12月11日 平成31年 1月10日																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>679,029円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>2,936,275円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,056,850円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	679,029円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	2,936,275円	分配準備積立金額	D	2,056,850円	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>567,165円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>4,170,205円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>3,343,823円</td> </tr> </tbody> </table>		項目			費用控除後の配当等収益額	A	567,165円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	収益調整金額	C	4,170,205円	分配準備積立金額	D	3,343,823円
項目																																
費用控除後の配当等収益額	A	679,029円																														
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																														
収益調整金額	C	2,936,275円																														
分配準備積立金額	D	2,056,850円																														
項目																																
費用控除後の配当等収益額	A	567,165円																														
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																														
収益調整金額	C	4,170,205円																														
分配準備積立金額	D	3,343,823円																														

前期 自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月10日			当期 自 平成30年12月11日 至 令和 1年 6月10日		
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,672,154円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,081,193円
当ファンドの期末残存口数	F	125,671,465口	当ファンドの期末残存口数	F	147,522,113口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	451円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	547円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	125,671円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	147,522円
第19期					
平成30年 7月11日					
平成30年 8月10日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	106,055円	費用控除後の配当等収益額	A	235,092円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	2,974,097円	収益調整金額	C	4,017,041円
分配準備積立金額	D	2,607,430円	分配準備積立金額	D	3,346,185円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,687,582円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,598,318円
当ファンドの期末残存口数	F	126,447,692口	当ファンドの期末残存口数	F	136,791,965口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	449円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	555円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	126,447円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	136,791円
第20期					
平成30年 8月11日					
平成30年 9月10日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	254,777円	費用控除後の配当等収益額	A	377,577円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	3,038,211円	収益調整金額	C	4,032,167円
分配準備積立金額	D	2,562,910円	分配準備積立金額	D	3,319,973円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,855,898円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,729,717円
当ファンドの期末残存口数	F	127,325,368口	当ファンドの期末残存口数	F	134,686,979口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	459円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	573円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	127,325円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	134,686円
第21期					
平成30年 9月11日					
平成30年10月10日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	523,603円	費用控除後の配当等収益額	A	698,399円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	3,157,490円	収益調整金額	C	4,166,457円

前期 自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月10日			当期 自 平成30年12月11日 至 令和 1年 6月10日		
分配準備積立金額	D	2,628,793円	分配準備積立金額	D	3,544,080円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,309,886円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,408,936円
当ファンドの期末残存口数	F	128,394,879口	当ファンドの期末残存口数	F	136,650,155口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	491円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	615円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	128,394円	収益分配金額	I=F*H/10,000	136,650円
第22期					
平成30年10月11日					
平成30年11月12日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	348,788円	費用控除後の配当等収益額	A	181,210円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	3,422,877円	収益調整金額	C	4,297,867円
分配準備積立金額	D	3,023,997円	分配準備積立金額	D	4,052,325円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,795,662円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,531,402円
当ファンドの期末残存口数	F	133,793,385口	当ファンドの期末残存口数	F	137,896,785口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	507円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	618円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	133,793円	収益分配金額	I=F*H/10,000	137,896円
第23期					
平成30年11月13日					
平成30年12月10日					
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	246,132円	費用控除後の配当等収益額	A	379,496円
費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	3,513,455円	収益調整金額	C	4,330,156円
分配準備積立金額	D	3,233,997円	分配準備積立金額	D	4,091,454円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	6,993,584円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,801,106円
当ファンドの期末残存口数	F	135,470,422口	当ファンドの期末残存口数	F	138,346,412口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	516円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	636円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	I=F*H/10,000	135,470円	収益分配金額	I=F*H/10,000	138,346円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 平成30年 6月12日 至 平成30年12月10日	当期 自 平成30年12月11日 至 令和 1年 6月10日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法 人に関する法律」(昭和26年法律第198 号)第2条第4項に定める証券投資信託 であり、有価証券等の金融商品への投資 を信託約款に定める「運用の基本方針」 に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に 投資しております。当該投資対象は、価 格変動リスク等の市場リスク、信用リス クおよび流動性リスクに晒されておりま す。 当ファンドは、運用の効率化を図るた めに、為替予約取引を利用しておりま す。当該デリバティブ取引は、為替相場 の変動による市場リスクおよび信用リス ク等を有しております。 また、デリバティブ取引の時価等に關 する事項についての契約額等は、あくま でもデリバティブ取引における名目的な 契約額または計算上の想定元本であり、 当該金額自体がデリバティブ取引のリス クの大きさを示すものではありません。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切 にコントロールするため、委託会社で は、運用部門において、ファンドに含ま れる各種投資リスクを常時把握しつつ、 ファンドのコンセプトに沿ったリスクの 範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部 署によりリスク運営状況のモニタリング 等のリスク管理を行っており、この結果 は運用管理委員会等を通じて運用部門に フィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [平成30年12月10日現在]	当期 [令和 1年 6月10日現在]
1.貸借対照表計上額、時価及びその差 額	時価で計上しているためその差額はあ りません。	同左
2.時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方 針に係る事項に関する注記)に記載して おります。 (2) デリバティブ取引	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引

区分	前期 [平成30年12月10日現在]	当期 [令和 1年 6月10日現在]
	<p>デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品 同左</p> <p>同左</p>

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [平成30年12月10日現在]	当期 [令和 1年 6月10日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	600,464	140,949
合計	600,464	140,949

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

前期 [平成30年12月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカドル カナダドル オーストラリアドル イギリスポンド 香港ドル シンガポールドル	79,090,673 8,856,178 9,434,717 4,796,607 5,046,470 4,936,926	78,841,450 8,810,395 9,290,850 4,788,155 5,022,500 4,912,200	249,223 45,783 143,867 8,452 23,970 24,726

ユーロ	8,185,504	8,212,480	26,976
合計	120,347,075	119,878,030	469,045

当期 [令和 1年 6月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建			
	アメリカドル	77,465,203	77,838,940	373,737
	カナダドル	9,828,934	9,997,225	168,291
	オーストラリアドル	8,574,361	8,630,940	56,579
	イギリスポンド	4,987,557	5,034,810	47,253
	香港ドル	5,058,196	5,082,080	23,884
	シンガポールドル	5,435,054	5,478,600	43,546
ユーロ	ユーロ	9,359,196	9,457,910	98,714
	合計	120,708,501	121,520,505	812,004

(注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前期 [平成30年12月10日現在]	当期 [令和 1年 6月10日現在]
1口当たり純資産額	0.9723円	0.9797円
(1万口当たり純資産額)	(9,723円)	(9,797円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ワールド・リート・オープン マザーファンド	50,338,536	131,675,542	
	合計	50,338,536	131,675,542	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ワールド・リート・オープン マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[令和1年6月10日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	2,959,689,296
コール・ローン	1,567,286,141
投資証券	263,301,434,356
未収入金	838,425,091
未収配当金	227,993,055
流動資産合計	268,894,827,939
資産合計	268,894,827,939
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,285,204
未払金	164,961,090
未払解約金	256,010,225
未払利息	3,066
流動負債合計	423,259,585
負債合計	423,259,585

[令和1年6月10日現在]

純資産の部		
元本等		
元本	102,633,712,493	
剰余金		
剰余金又は欠損金()	165,837,855,861	
元本等合計	268,471,568,354	
純資産合計	268,471,568,354	
負債純資産合計	268,894,827,939	

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。 投資証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における終値で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[令和1年6月10日現在]
1. 期首	平成30年12月11日
期首元本額	119,892,644,092円
期中追加設定元本額	1,739,930,483円
期中一部解約元本額	18,998,862,082円
元本の内訳	
グローバル財産3分法ファンド(毎月決算型)	1,709,967,193円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)	583,587,415円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)	97,089,123,036円
ワールド・リート・オープン(1年決算型)	3,166,570,066円
ワールド・リート・オープン(毎月決算型)為替ヘッジあり	50,338,536円
ワールド・リート・オープン(資産成長型)為替ヘッジあり	34,126,247円
合計	102,633,712,493円
2. 受益権の総数	102,633,712,493口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 平成30年12月11日 至 令和 1年 6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号) 第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、株式に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、投資証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[令和 1年 6月10日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてあります。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[令和1年6月10日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資証券	1,499,154,176
合計	1,499,154,176

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[令和1年6月10日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	売建			
	オーストラリアドル	366,159,755	367,906,376	1,746,621
	香港ドル	212,278,564	212,817,147	538,583
合計		578,438,319	580,723,523	2,285,204

(注)時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日(以下「当該日」といいます。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ)当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

- 2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[令和1年6月10日現在]
1口当たり純資産額	2.6158円

	[令和1年6月10日現在]
(1万口当たり純資産額)	(26,158円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(単位:円)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
ユーロ	BGP HOLDINGS PLC	20,047,692			
	ユーロ 小計	20,047,692		()	
	合 計	20,047,692		()	

(注1)通貨の種類ごとの小計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	投資証券	産業ファンド投資法人	135	17,455,500	
		アドバンス・レジデンス投資法人	1,604	506,864,000	
		G L P 投資法人	13,652	1,606,840,400	
		日本プロロジスリート投資法人	5,197	1,194,790,300	
		インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人	1,716	30,253,080	
		野村不動産マスタートファンド投資法人	997	166,299,600	
		日本ビルファンド投資法人	2,181	1,635,750,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	2,003	1,311,965,000	
		日本リテールファンド投資法人	2,328	509,133,600	
		オリックス不動産投資法人	8,665	1,710,471,000	
		ユナイテッド・アーバン投資法人	5,630	998,199,000	
		インヴィンシブル投資法人	13,828	820,000,400	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	9,690	850,782,000	
円合計			67,626	11,358,803,880	
アメリカ ドル	投資証券	AVALONBAY COMMUNITIES INC	35,040	7,325,462.40	
		BOSTON PROPERTIES INC	77,930	10,610,948.80	
		BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	3,467,500	61,825,525.00	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	240,509	25,544,460.89	

CHESAPEAKE LODGING TRUST	676,456	19,204,585.84		
DIAMONDRock HOSPITALITY CO	1,181,750	11,770,230.00		
EQUITY RESIDENTIAL	1,067,830	83,269,383.40		
ESSEX PROPERTY TRUST INC	124,952	37,069,509.84		
FEDERAL REALTY INVS TRUST	56,330	7,429,927.00		
GAMING AND LEISURE PROPERTIE	518,130	20,543,854.50		
HCP INC	90,890	2,883,939.70		
HEALTHCARE REALTY TRUST INC	1,149,790	37,517,647.70		
HOST HOTELS & RESORTS INC	2,025,860	37,154,272.40		
JBG SMITH PROPERTIES	192,204	7,743,899.16		
KIMCO REALTY CORP	3,816,500	69,956,445.00		
LEXINGTON REALTY TRUST	2,668,937	25,114,697.17		
LIBERTY PROPERTY TRUST	468,239	23,154,418.55		
LIFE STORAGE INC	65,450	6,435,044.00		
MACERICH CO/THE	2,307,530	81,755,787.90		
MACK-CALI REALTY CORP	1,625,358	37,952,109.30		
MFA FINANCIAL INC	6,340,900	45,337,435.00		
MID-AMERICA APARTMENT COMM	579,240	67,962,229.20		
OFFICE PROPERTIES INCOME TRU	148,272	3,595,596.00		
PEBBLEBROOK HOTEL TRUST PFD-D	250,000	6,575,000.00		
PIEDMONT OFFICE REALTY TRU-A	2,406,239	49,977,584.03		
PUBLIC STORAGE	70,370	17,255,427.70		
RLJ LODGING TRUST	1,598,587	28,614,707.30		
SENIOR HOUSING PROP TRUST	2,055,556	16,629,448.04		
SIMON PROPERTY GROUP INC	1,291,129	210,957,567.31		
SL GREEN REALTY CORP	625,530	55,384,426.20		
STARWOOD PROPERTY TRUST INC	3,562,090	80,895,063.90		
SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	64,100	872,401.00		
TAUBMAN CENTERS INC	142,857	6,037,136.82		
VENTAS INC	894,098	57,776,612.76		
VORNADO REALTY TRUST	2,531,929	173,107,985.73		
WASHINGTON PRIME GROUP INC	2,254,344	9,130,093.20		
WELLTOWER INC	566,580	47,156,453.40		
アメリカドル合計	47,239,006	1,491,527,316.14 (161,860,544,347)		
カナダドル	投資証券	DREAM OFFICE REAL ESTATE INV	158,496	3,778,544.64
		H&R REAL ESTATE INV-REIT UTS	2,284,241	52,172,064.44
		RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	6,097,607	162,928,059.04
		SMARTCENTRES REAL ESTATE INV	1,087,906	36,205,511.68
カナダドル合計		9,628,250	255,084,179.80 (20,853,131,698)	
	投資証券	DEXUS	3,321,946	44,680,173.70

オーストラリアドル	GPT GROUP	5,690,720	34,428,856.00	
	MIRVAC GROUP	13,724,675	42,958,232.75	
	SCENTRE GROUP	11,451,692	43,974,497.28	
	SHOPPING CENTRES AUSTRALASIA	2,055,053	5,363,688.33	
	STOCKLAND	5,728,908	25,722,796.92	
	VICINITY CENTRES	13,939,315	36,381,612.15	
	オーストラリアドル合計	55,912,309	233,509,857.13 (17,709,387,564)	
イギリスポンド	投資証券 BRITISH LAND CO PLC	4,084,019	21,947,518.10	
	DERWENT LONDON PLC	222,867	7,234,262.82	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	745,609	5,258,034.66	
	HAMMERSOM PLC	1,853,500	5,130,488.00	
	INTU PROPERTIES PLC	1,685,599	1,459,728.73	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	2,938,330	24,958,175.02	
	SEGRO PLC	1,384,369	9,903,775.82	
イギリスピンド合計		12,914,293	75,891,983.15 (10,478,406,113)	
香港ドル	投資証券 CHAMPION REIT	24,751,000	163,356,600.00	
		884,000	9,423,440.00	
		5,924,783	574,111,472.70	
		2,106,000	11,224,980.00	
香港ドル合計		33,665,783	758,116,492.70 (10,492,332,258)	
シンガポールドル	投資証券 ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	7,509,700	21,928,324.00	
		11,206,800	22,525,668.00	
		10,321,200	26,319,060.00	
		1,553,800	1,204,195.00	
		933,700	2,352,924.00	
		5,147,000	6,073,460.00	
		7,388,321	14,924,408.42	
		1,106,200	2,367,268.00	
		4,260,900	6,476,568.00	
		7,183,200	9,769,152.00	
		8,947,200	9,305,088.00	
		9,798,000	18,224,280.00	
シンガポールドル合計		75,356,021	141,470,395.42 (11,255,384,659)	
ユーロ	投資証券 CARMILA	78,220	1,228,054.00	
		160,459	15,163,375.50	
		339,734	8,065,285.16	
		164,788	21,933,282.80	
		4,216,008	7,403,310.04	

HIBERNIA REIT PLC	2,441,450	3,466,859.00	
ICADE	139,513	10,888,989.65	
INMOBILIARIA COLONIAL SOCIMI	196,687	1,966,870.00	
KLEPIERRE	873,561	25,700,164.62	
MERCIALYS	226,428	2,637,886.20	
MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	1,466,089	17,812,981.35	
UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	290,577	39,634,702.80	
WERELDHAVE NV	51,475	1,172,600.50	
ユーロ合計	10,644,989	157,074,361.62 (19,293,443,837)	
合計		263,301,434,356 (251,942,630,476)	

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入株式時価比率	組入投資証券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	投資証券 37銘柄		100.00%	61.47%
カナダドル	投資証券 4銘柄		100.00%	7.92%
オーストラリアドル	投資証券 7銘柄		100.00%	6.73%
イギリスポンド	投資証券 7銘柄		100.00%	3.98%
香港ドル	投資証券 4銘柄		100.00%	3.98%
シンガポールドル	投資証券 12銘柄		100.00%	4.27%
ユーロ	株式 1銘柄			
	投資証券 13銘柄		100.00%	7.33%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジあり】

【純資産額計算書】

令和 1年 6月28日現在

（単位：円）

資産総額	129,524,431
負債総額	546,852
純資産総額（ - ）	128,977,579
発行済口数	133,694,823口
1口当たり純資産価額（ / ）	0.9647
(10,000口当たり)	(9,647)

（参考）

ワールド・リート・オープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 1年 6月28日現在

（単位：円）

資産総額	262,021,757,079
負債総額	226,043,787
純資産総額（ - ）	261,795,713,292
発行済口数	101,931,336,881口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.5684
(10,000口当たり)	(25,684)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

（1）名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

（3）譲渡制限の内容

該当事項はありません。

（4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（6）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2019年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2019年6月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	893	12,845,607
追加型公社債投資信託	16	1,158,078
単位型株式投資信託	65	319,687
単位型公社債投資信託	1	6,024
合計	975	14,329,397

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

(資産の部)	第33期 (平成30年3月31日現在)		第34期 (平成31年3月31日現在)	
	2	54,140,307	2	53,969,686
現金及び預金		19,967		1,403,513
有価証券		362,886		514,587
前払費用		2,109		2,284
未収入金		9,770,529		9,995,458
未収委託者報酬	2	674,156	2	560,483
未収収益	2	30,000	2	100,000
金銭の信託		224,645		153,256
その他		65,224,602		66,699,271
流動資産合計				

固定資産

有形固定資産

建物	1	760,010	1	617,032
器具備品	1	724,852	1	665,247
土地		1,356,000		628,433
有形固定資産合計		2,840,863		1,910,713

無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		2,654,296		3,670,753
ソフトウェア仮勘定		1,097,970		536,345
無形固定資産合計		3,768,090		4,222,921

投資その他の資産

投資有価証券		26,361,327		21,408,781
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産		-	1	824,268
長期差入保証金		627,141		593,536
前払年金費用		434,700		415,234
繰延税金資産		1,237,989		1,496,180
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		29,002,925		25,079,767
固定資産合計		35,611,879		31,213,401
資産合計		100,836,481		97,912,673

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	359,176	293,258
未払金		
未払収益分配金	174,333	170,281
未払償還金	456,159	448,695
未払手数料	2	3,905,670
その他未払金	2	4,330,584
未払費用	2	4,388,803
未払消費税等		99,010
未払法人税等		736,829
賞与引当金		906,167
役員賞与引当金		125,343
その他		842,194
流動負債合計	16,324,272	15,346,788
固定負債		
長期未払金	-	43,200
退職給付引当金		860,851
役員退職慰労引当金		144,303
時効後支払損引当金		247,767
固定負債合計	1,162,951	1,296,122
負債合計	17,487,223	16,642,910

(純資産の部)

株主資本

資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,484,913	1,126,733
評価・換算差額等合計	1,484,913	1,126,733
純資産合計	83,349,257	81,269,762
負債純資産合計	100,836,481	97,912,673

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	75,423,596	70,375,414
投資顧問料	2,723,458	2,505,299
その他営業収益	48,215	18,844
営業収益合計	78,195,269	72,899,557
営業費用		
支払手数料	2 30,906,879	2 28,533,952
広告宣伝費	730,784	739,643
公告費	1,000	500
調査費		
調査費	1,723,057	1,794,755
委託調査費	13,467,029	12,194,996
事務委託費	864,916	1,016,816
営業雑経費		
通信費	178,652	170,794
印刷費	467,973	427,442
協会費	50,251	48,375
諸会費	15,328	16,175
事務機器関連費	1,635,079	1,841,631

その他営業雑経費	23,250	-
営業費用合計	50,064,204	46,785,083
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,359	349,083
給料・手当	6,421,837	6,453,717
賞与引当金繰入	906,167	901,135
役員賞与引当金繰入	125,343	140,100
福利厚生費	1,231,033	1,234,293
交際費	13,012	13,011
旅費交通費	192,192	200,426
租税公課	410,229	373,201
不動産賃借料	678,182	654,886
退職給付費用	423,171	428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889	51,159
固定資産減価償却費	1,115,719	1,252,321
諸経費	450,299	523,213
一般管理費合計	12,364,437	12,575,461
営業利益	15,766,627	13,539,012

(単位:千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	349,402	181,073
受取利息	2 483	2 1,913
投資有価証券償還益	81,580	416,706
収益分配金等時効完成分	91,672	44,392
受取賃貸料	-	2 38,388
その他	9,989	11,871
営業外収益合計	533,128	694,346
営業外費用		
投資有価証券償還損	30,114	118,173
時効後支払損引当金繰入	43,182	1,166
事務過誤費	10,402	420
賃貸関連費用	-	35,994
その他	3,829	1,481
営業外費用合計	87,529	157,235
経常利益	16,212,226	14,076,123
特別利益		
投資有価証券売却益	516,394	501,778
ゴルフ会員権売却益	7,495	
特別利益合計	523,889	501,778
特別損失		
投資有価証券売却損	105,903	135,399
投資有価証券評価損	102,096	62,310
固定資産除却損	1 54	1 4,848
固定資産売却損	-	225
システム関連費	-	322,986

商標使用料	-	90,000
特別損失合計	208,054	615,770
税引前当期純利益	16,528,061	13,962,130
法人税、住民税及び事業税	2 5,252,224	2 4,420,179
法人税等調整額	76,092	100,112
法人税等合計	5,176,132	4,320,066
当期純利益	11,351,928	9,642,064

(3) 【株主資本等変動計算書】

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本準備金	資本剩余金			利益剩余金				
		その他資本剩余金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金	別途積立金	繰越利益剩余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147
当期変動額									
剩余金の配当							26,595,731	26,595,731	26,595,731
当期純利益							11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							15,243,802	15,243,802	15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剩余金の配当			26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,673	9,673	9,673
当期変動額合計	9,673	9,673	15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本							株主資本合計	
	資本準備金	資本剩余金			利益剩余金				
		その他資本剩余金	資本剩余金合計	利益準備金	その他利益剩余金	別途積立金	繰越利益剩余金		
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344
当期変動額									
剩余金の配当							11,363,380	11,363,380	11,363,380
当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計							1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

評価・換算差額等

	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定

額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定期

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産		138,024千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
預金	41,809,118千円	240,211千円
未収収益	40,621千円	25,307千円
金銭の信託	30,000千円	100,000千円
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円
未払費用	430,491千円	444,754千円

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
建物		2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
支払手数料	11,380,244千円	5,298,064千円
受取利息	380千円	3千円
受取貸貸料		38,388千円
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円

(株主資本等変動計算書関係)

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日

効力発生日

平成30年6月28日

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
1年内	678,116千円	675,956千円
1年超	1,351,912千円	675,956千円
合計	2,030,029千円	1,351,912千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません(注2参照)。

第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	-
(2) 有価証券	19,967	19,967	-
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	-
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	-
資産計	90,154,972	90,154,972	-
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	-
負債計	3,905,670	3,905,670	-

第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券、(4)投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	54,140,307	-	-	-
未収委託者報酬	9,770,529	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載していません。

2. その他有価証券

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,645,023	8,062,990	417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

3. 売却したその他有価証券

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円(その他有価証券のその他102,096千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的な反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
退職給付債務の期首残高	3,649,089 千円	3,729,252 千円
勤務費用	184,120	193,531
利息費用	27,829	24,351
数理計算上の差異の発生	56,895	15,898
額		
退職給付の支払額	188,683	218,947
過去勤務費用の発生額	-	-
退職給付債務の期末残高	3,729,252	3,712,289

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
年金資産の期首残高	2,698,738 千円	2,723,393 千円
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の発生	47,759	4,606
額		
事業主からの拠出額	102,564	102,564
退職給付の支払額	173,748	203,077
年金資産の期末残高	2,723,393	2,666,937

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	2,723,393	2,666,937
	651,168	458,822
非積立型制度の退職給付債務	354,690	586,529
未積立退職給付債務	1,005,858	1,045,351

未認識数理計算上の差異	169,893	114,968
未認識過去勤務費用	550,128	484,766
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	285,836	445,616
退職給付引当金	720,536	860,851
前払年金費用	434,700	415,234
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	285,836	445,616

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の費用処理 額	47,053	43,633
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付 費用	281,066	284,199

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
割引率	0.069 ~ 0.67%	0.035 ~ 0.49%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	445,379千円	436,050千円

投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
繰延税金資産 小計	2,027,829	2,122,023
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,027,829	2,122,023
 繰延税金負債		
前払年金費用	133,105	127,144
連結納税適用による時価評価	1,382	1,320
その他有価証券評価差額金	655,348	497,269
その他	4	108
繰延税金負債 合計	789,840	625,842
 繰延税金資産の純額	1,237,989	1,496,180

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期(平成30年3月31日現在)及び第34期(平成31年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)及び第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)及び第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
主要株主	(株)三菱東京 UFJ銀行 (注5)	東京都 千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。
5. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、(株)三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	6,263,571千円	未払手数料	907,290千円

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし(注1)	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) コーラブル預金の預入(注3) コーラブル預金に係る受取利息(注3)	4,629,670千円 20,000,000千円 1,578千円	未払手数料 現金及び預金 未収収益	734,633千円 20,000,000千円 1,578千円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2)	6,152,016千円	未払手数料	962,840千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを(株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、(株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
 3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年で

あります。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

(1株当たり情報)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
1株当たり純資産額	393,935.45円	384,107.08円
1株当たり当期純利益金額	53,652.87円	45,571.50円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1)受託会社**

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2019年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2)販売会社

名称	資本金の額 (2019年3月末現在)	事業の内容
株式会社イオン銀行	51,250 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
マネックス証券株式会社	12,200 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
フィデリティ証券株式会社	9,257 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,944 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3)再委託先

名称	資本金の額(注1)	事業の内容
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク	453,296,000米ドル (2017年12月末現在)	各種の証券を購入、売却、交換および取り引することを含む投資運用業務を営んでいます。
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	1,000,003米ドル (2018年12月末現在)	
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・カンパニー	50万シンガポール・ドル (2018年12月末現在)	

(注1)発行済み普通株式と払込資本の合計額。

2【関係業務の概要】

(1)受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2)販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 再委託先：委託会社からマザーファンドの不動産投資信託証券の運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図を行います。

3 【資本関係】

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2019年6月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、また使用開始日、ファンドの形態、申込みに係る事項、ファンド専用サイトのアドレスなどを記載することがあります。

(2) 投資信託説明書（交付目論見書）に、以下の趣旨の文言の全部または一部および有価証券届出書の主要内容を記載することがあります。

- ・ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- ・本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ・ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。
- ・ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ・ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ・請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。（請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。）
- ・有価証券届出書の効力の発生の有無については、委託会社のホームページにて確認いただけます。効力が発生するまでに、本書の記載内容が訂正される場合があります。

(3) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。

(4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることあります。

(5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することができます。

(6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。

(7) 目論見書に委託会社のホームページアドレス等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することができます。

独立監査人の監査報告書

令和元年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 青木裕晃印

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 伊藤鉄也印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和1年7月17日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畠 茂 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの平成30年12月11日から令和1年6月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド・リート・オープン（毎月決算型）為替ヘッジありの令和1年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。